

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部) の訂正報告書

G V A T E C H株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2024年12月9日

【会社名】 GVA TECH株式会社

【英訳名】 GVA TECH, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 俊

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木三丁目37番地5

【電話番号】 03-6274-8260

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 板倉侑輝

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木三丁目37番地5

【電話番号】 03-6274-8260

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 板倉侑輝

1 【新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の提出理由】

2024年11月21日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」及び「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

第四部 株式公開情報

第2 第三者割当等の概況

1 第三者割当等による株式等の発行の内容

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____罫で示してあります。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

(略)

本信託（第1回新株予約権）の概要は以下のとおりであります。

名称	新株予約権信託
委託者	山本 俊
受託者	星野 快
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至りません。）
信託契約日	2018年6月15日
新株予約権数	150,000個
信託期間満了日	2021年12月1日
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第1回新株予約権の引受、払込により現時点で第1回新株予約権150,000個が信託の目的となっております。
受益者適格要件	受益候補者とは、2021年12月1日時点において、以下のすべての条件に該当する者といえます。 (1) 発行会社の取締役若しくは従業員（契約社員については正社員と同水準の就労を行う者に限るとし、アルバイトを除くものとする。以下同じ。）、その時点までにこれらに該当したことがある者（死亡した場合を除く。）、又は外部協力者（発行会社の業績及び企業価値向上に大きく貢献した、発行会社又は弁護士法人GVA法律事務所との間で委任、請負等の継続的な契約関係（1年以上継続している場合に限る。）にある者。） (2) 委託者、受託者及びその親族ではないこと。 (3) 反社会的勢力に属していないこと。

(注) 1 本信託（第1回新株予約権）については、信託期間満了日の到来に伴って、当社の役員及び従業員並びに外部協力者に対して以下のとおり分配いたしました。なお、当社の役員及び当社の従業員に分配した67,000個は放棄により消却しております。

当社の役員：39,000個

当社の従業員：28,000個

当社の外部協力者：13,000個

(略)

(訂正後)

(略)

本信託（第1回新株予約権）の概要は以下のとおりであります。

名称	新株予約権信託
委託者	山本 俊
受託者	星野 快
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。）
信託契約日	2018年6月15日
新株予約権数	150,000個
信託期間満了日	2021年12月1日
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第1回新株予約権の引受、払込により現時点で第1回新株予約権150,000個が信託の目的となっております。
受益者適格要件	受益候補者とは、2021年12月1日時点において、以下のすべての条件に該当する者といえます。 (1) 発行会社の取締役若しくは従業員（契約社員については正社員と同水準の就労を行う者に限るとし、アルバイトを除くものとする。以下同じ。）、その時点までにこれらに該当したことがある者（死亡した場合を除く。）、又は外部協力者（発行会社の業績及び企業価値向上に大きく貢献した、発行会社又は弁護士法人GVA法律事務所との間で委任、請負等の継続的な契約関係（1年以上継続している場合に限る。）にある者。） (2) 委託者、受託者及びその親族ではないこと。 (3) 反社会的勢力に属していないこと。

(注) 1 本信託（第1回新株予約権）については、信託期間満了日の到来に伴って、当社の役員及び従業員並びに外部協力者に対して以下のとおり分配いたしました。なお、当社の役員及び従業員並びに外部協力者に分配した70,000個は放棄により消却しております。

当社の役員：39,000個

当社の従業員：28,000個

当社の外部協力者：13,000個

(略)

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

(訂正前)

(略)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (社外)	菅原 貴与志	1960年3月18日生	1991年4月 全日本空輸株式会社 入社 1996年3月 弁護士登録(東京弁護士会) 1996年3月 小林綜合法律事務所 入所(現職) 2001年4月 慶應義塾大学総合政策学部講師 就任 2004年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 就任 2010年4月 ANAホールディングス株式会社 上席執行役員・ 法務部長 就任 2020年8月 株式会社ケイブ 社外取締役(監査等委員) 就 任(現任) 2021年3月 湧永製薬株式会社 社外監査役 就任(現任) 2022年4月 慶應義塾大学法学部・SFC研究所特任教授 就任 (現任) 2022年4月 多摩大学大学院客員教授 就任 2023年4月 日本大学特任教授 就任(現任) 2024年3月 当社 社外取締役就任(現任) 2024年6月 高岡法科大学客員教授 就任(現任)	(注) 3	—
監査役 (社外)	酒井 貴徳	1984年10月16日	2011年1月 西村あさひ法律事務所 入所 2018年9月 Debevoise & Plimpton LLP 出向 2019年6月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2019年9月 株式会社Holmes(現ContractS株式会社) 入社 2022年1月 法律事務所LEACT 代表弁護士就任(現任) 2022年10月 株式会社デジタルアスリート 社外監査役就任 (現任) 2023年3月 合同会社LEACT 設立 代表社員就任(現任) 2024年3月 当社 社外監査役就任(現任)	(注) 4	—
監査役 (社外)	磯村 奈穂	1986年1月8日生	2008年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 2017年12月 磯村奈穂公認会計士事務所 設立 2017年12月 株式会社サイバー・バズ 常勤監査役 就任 2020年4月 WEsplor合同会社設立 代表就任(現任) 2022年12月 株式会社サイバー・バズ 取締役(監査等委 員) 就任(現任) 2023年3月 アディッシュ株式会社監査役 就任(現任) 2024年3月 当社 社外監査役就任(現任)	(注) 4	—

(訂正後)

(略)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (社外)	菅原 貴与志	1960年3月18日生	1991年4月 全日本空輸株式会社 入社 1996年3月 弁護士登録 (東京弁護士会) 1996年3月 小林綜合法律事務所 入所 (現職) 2001年4月 慶應義塾大学総合政策学部講師 就任 2004年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 就任 2010年4月 ANAホールディングス株式会社 上席執行役員・法務部長 就任 2020年8月 株式会社ケイブ 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2021年3月 湧永製菓株式会社 社外監査役 就任 (現任) 2022年4月 慶應義塾大学法学部・SFC研究所特任教授 就任 (現任) 2022年4月 多摩大学大学院客員教授 就任 2023年4月 日本大学特任教授 就任 (現任) 2024年4月 当社 社外取締役就任 (現任) 2024年6月 高岡法科大学客員教授 就任 (現任)	(注) 3	—
監査役 (社外)	酒井 貴徳	1984年10月16日	2011年1月 西村あさひ法律事務所 入所 2018年9月 Debevoise & Plimpton LLP 出向 2019年6月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2019年9月 株式会社Holmes (現ContractS株式会社) 入社 2022年1月 法律事務所LEACT 代表弁護士就任 (現任) 2022年10月 株式会社デジタルアスリート 社外監査役就任 (現任) 2022年10月 合同会社LEACT 設立 代表社員就任 (現任) 2023年3月 当社 社外監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役 (社外)	磯村 奈穂	1986年1月8日生	2008年12月 あずさ監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入所 2017年12月 磯村奈穂公認会計士事務所 設立 2017年12月 株式会社サイバー・バズ 常勤監査役 就任 2020年4月 WEspoir合同会社設立 代表就任 (現任) 2022年12月 株式会社サイバー・バズ 取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2023年3月 アディッシュ株式会社監査役 就任 (現任) 2024年4月 当社 社外監査役就任 (現任)	(注) 4	—

第四部 【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

(略)

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2023年12月31日であります。

(略)

3. 無償発行であります。同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

(略)

(訂正後)

(略)

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況にかかる照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (4) 当社が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (5) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2023年12月31日であります。

(略)

3. 無償発行であります。同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間経過する日)まで所有する等の確約を行っております。また、同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

(略)